

令和4年度 新たな横浜市指定文化財等

横浜市文化財保護審議会（会長 吉田 鋼市 氏）の答申を受け、「永勝寺如来堂」を横浜市指定文化財に指定すること、及び、横浜市指定文化財「嶋崎金子稻荷社のタブノキ」の指定を解除することを決定しました。

今回の指定及び指定解除により、横浜市指定文化財は166件になります。

9月5日（月）の告示をもって正式に指定及び指定解除されます

	種別	名称及び員数	所有者
指定	有形文化財（建造物）	永勝寺如来堂 1棟	宗教法人永勝寺
解除	天然記念物（植物）	嶋崎金子稻荷社のタブノキ 1本	個人

永勝寺如来堂（外観）



永勝寺如来堂（特徴的な内部空間）



※写真はデジタルデータの提供が可能です。データ提供をご希望の方は、電子メールにてご連絡ください。

（教育委員会事務局生涯学習文化財課 ky-bunkazai@city.yokohama.lg.jp）

裏面あり

横浜市指定文化財は横浜市文化財保護審議会で「国・県指定文化財以外の文化財のうち横浜の歴史、文化または自然を理解する上で重要なもの」と判断されたものです。

新指定文化財概要

えいしょうじにょらいどう 永勝寺如来堂（建造物）《江戸時代》

所有者：宗教法人永勝寺 所在地：戸塚区下倉田町 員数：1棟
構造及び形式：木造、桁行三間、梁間三間、宝形造、銅板葺、正面一間向拝付

正面三間、側面三間のいわゆる方三間堂ほうさんけんどうです。堂内は後方二間分を上段とする空間区分と、柱列と天井による空間区分（前方二間分と後方一間分に二分する）という二つの捉え方ができる点が特徴で極めて珍しく、神奈川県内の近世社寺建築の実例において類例がありません。

軒・屋根は改造されており、堂内塗装も後補と考えられますが、主要構造部と組物くみものは向拝こうはいを含めて当初材を良く留め、扉も古式を伝えているなど、横浜市の近世社寺建築の様相を伝える貴重な実例です。

指定解除文化財概要

しまぎきかねこいなりしゃ 嶋崎金子稻荷社のタブノキ（天然記念物）

所有者：個人 所在地：旭区西川島町 員数：1本
指定年月日：昭和63年11月1日

文化財指定（昭和63年）当時は、樹高25m、胸高周囲6.25m、また樹冠の広がり東西に24.3m、南北に24mのみごとな樹形の大木で、樹齢は300年と推定されていました。また原植生の主要樹種の一つであるタブノキは横浜市内の海岸近くの台地上のふるさと景観の象徴でしたが、次第に数を減らし、全国的にもこのような大木のタブノキは極めて珍しいことから文化財指定されました。

倒木・落枝の危険性に対する所有者や周囲住民の不安等から、所有者が安全対策として令和3年11月に伐採を実施し樹冠を喪失したため、指定を解除します。

お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 宮田 純一 Tel : 045-671-3236